

第4回選定部会における審議事項

1 最低点の設定

＜前回までの審議状況＞

- ・ 他の自治体の事例を参考に検討していく。

＜修学院保育所保護者意見＞

- ・ 合格最低点は過去3年以内の審査に合格した法人の平均点を基に139点か141点と定めることが妥当。

【参考資料】資料3 最低点に係る他都市の状況及び他制度の考え方

2 募集要項（案） 本編

(1) 「3 申請手続」 - 「(5) 著作権の帰属等」

＜修学院保育所保護者意見＞

- ・ 移管先法人が実際に計画どおりの保育をしているかどうかを保護者がチェックできるように、保護者が求めた場合に、事業計画を公表することとしてほしい。

(2) 「5 移管に係る基本的事項」 - 「(1) 財産の引継ぎ」 - 「ア 土地（市有地）」

＜修学院保育所保護者意見＞

- ・ 「車寄せスペース」について、駐車スペースではないため、込み合う時間帯の交通整理等は保育所において対応していただいている。「車寄せスペース」についても有償での貸付けとし、これまでの対応が引き継がれるように募集要項に記載してほしい。

＜淀保育所保護者意見＞

- ・ 車での送迎を続けられるよう駐車場の確保を続けてほしい。

(3) 「5 移管に係る基本的事項」 - 「(3) 三者協議会」

＜修学院保育所保護者意見＞

- ・ 三者協議会の主催者や回数、開催場所が明確でないため、これを明確にするよう変更してほしい。

(4) 「7 移管後の運営に係る基本事項」

＜修学院保育所保護者意見＞

- ・ 重大な違反だけでなく、軽微な違反を犯した場合の罰則として、京都市民間保育園職員給与等運用事業（プール制）における本市の人件費補助の支給停止を行う場合があることを追記してほしい。

3 募集要項（案） 別紙4「移管後の運営に係る基本事項」

(1) 小規模保育施設との連携協定について

<修学院保育所保護者意見>

- ・ 小規模保育施設との連携協定を現在の内容で再度締結するよう、基本事項に追記してほしい。

(2) 「I 保育所運営」-「2 職員について」-「施設長」及び「保育士」

<修学院保育所保護者意見>

- ・ 法人の自己申告だけでは正確な経験年数が確認できず、募集要項を遵守しているかどうか把握できないため、経験年数を証明する資料を添付するよう記載してほしい。
- ・ 以下の項目を追記してほしい。
平成 29 年度時点における修学院保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと

<淀保育所保護者意見>

- ・ 正規保育士の確保を行ってほしい。

(3) 「I 保育所運営」-「2 職員について」-「職員の育成」

<修学院保育所保護者意見>

- ・ 以下の項目を追記してほしい。
 - ① 非正規雇用の職員を雇用する場合は、正社員登用制度を設け、非正規雇用の職員が向上心を持って従事できるような仕組みを作ること
 - ② 職員の評価に 360 度評価の一環として保護者の目線を加えること
 - ③ 保護者からの苦情が多い職員については、その対応に努め、当該職員の具体的な指導内容を職員に開示し、なお改善が見られない場合は保育以外の業務に就かせること
 - ④ エピソード研修を実施すること
 - ⑤ 子ども達に対し「～ですか」、「～してください」と丁寧な言葉で話しかけることで、子ども達も自然と丁寧な言葉を身につけるよう、お手本を示す言葉づかいをすること
 - ⑥ 子どもに対してきちんとした挨拶をすること
 - ⑦ 担任しているクラス以外の子どもたちの名前も覚え、保育士全員が子どもの情報を共有してクラスを超えた関わりを持って保育すること

(4) 「I 保育所運営」-「2 職員について」-「その他」

<修学院保育所保護者意見>

- ・ 以下の項目を追記してほしい。
 - ① おむつは紙おむつか布おむつを選べるようにすること
 - ② 外国籍の利用者向けに献立やお知らせを必要な言語で作成、配布すること

(5) 「Ⅰ 保育所運営」 - 「3 その他」 - 「保護者対応」

＜修学院保育所保護者意見＞

- ・ 以下の項目を追記してほしい。
 - ① 定期的に施設長と保護者会が話し合う時間を設け、保護者の要望に対して柔軟に対応すること
 - ② 保護者会（父母の会）を残し、保護者会活動の際は現状のように保育所ホールなどの施設を活用させること
 - ③ 連絡ノートの活用を始めとし、懇談会や送迎時などで保育士と保護者とのコミュニケーションを図り、保育所での子どもの生活を保護者と共有すること
 - ④ 送迎は各教室内で行うこと（感染症等の場合は除く）
 - ⑤ 保育所の運営状況、法人の経営状況を年1回以上、定期的に保護者向け説明会を開催して説明すること
 - ⑥ 経営状況が悪化している際には、悪化要因とその改善策を保護者に説明すること

＜淀保育所保護者意見＞

- ・ 連絡ノートや一日の保育所での様子（全体）などの報告や今まで同様、送迎時に保育所での子どもの様子を丁寧に教えてほしい。

(6) 「Ⅱ 保育内容等」 - 「保育内容全般」

＜修学院保育所保護者意見＞

- ・ 「保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大事にする保育「市営保育所 保育のガイドライン」参照）を遵守し、保育運営を行うこと」に変更してほしい。
- ・ 以下の項目を追記してほしい。
 - ① 笛を使ったり一斉に子どもを動かしたり、一日のスケジュールを固定しすぎるなど「大人の思い通りに子どもをコントロールする保育」をしないこと
 - ② テレビやDVDを見せず、保育士が絵本の読み聞かせをすること
 - ③ 絵本の貸し出しを続けること

(7) 「Ⅱ 保育内容等」 - 「障害児保育」

＜修学院保育所保護者意見＞

- ・ 以下の項目を追記してほしい。
 - ① 子どもの障害は身体障害、精神障害、知的障害、発達障害と様々であるため、障害の疑いも含めてそれぞれにあった配慮をすること
 - ② 障害の疑いのある子どもを早期に捉えて、保護者と協議のうえ配慮すること

＜淀保育所保護者意見＞

- ・ 障害のある子どもに対して専門知識を持った職員がサポートするとともに、療育機関や医療機関としっかり連携してほしい。

(8) 「Ⅱ 保育内容等」-「宗教的な保育」

<修学院保育所保護者意見>

- ・ 「子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育を行うこと。当分の間は、宗教的な行為（お祈り，講和等）や行事は行わないこと（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）」に変更してほしい。

(9) 「Ⅱ 保育内容等」-「給食・調理」

<修学院保育所保護者意見>

- ・ 以下の項目を追記してほしい。
子どもと保護者の信仰に配慮した食事の提供を行うこと

<淀保育所保護者意見>

- ・ アレルギーについては，保護者，保育士，調理師などチェック体制を整備し，誤食，誤飲のないよう徹底してほしい。

(10) 保育環境について

<淀保育所保護者意見>

- ・ 畑などでの野菜や花を栽培し，育てる楽しみ，収穫する喜びを体験しクッキングへつなげてほしい。又，小動物の飼育をし，命の大切さを学べるようにしてほしい。

4 募集要項（案） 審査項目「4 事故への対応」及び「5 不祥事への対応」

<淀保育所保護者意見>

- ・ 安心安全は非常に重要なので，過去2年分だけではなく，5年・10年など，もっと遡って確認すべき。

5 引継ぎ・共同保育の前倒し

<前回までの審議状況>

- ・ 出来るだけ引継ぎ・共同保育の開始を前倒しし，スムーズに引継ぎをしていくことが望ましい。
- ・ 平成28年度の砂川保育所における引継ぎに従事した法人職員の意見を参考に事務局で案を検討してほしい。

【参考資料】資料4引継ぎ・共同保育の前倒しについて